

入 札 公 告

下記の通り条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び多久市財務規則（平成 11 年多久市財務規則第 5 号。以下「規則」という。）第 86 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 12 月 1 日

多久市長 香月 正則

1 委託業務内容

- （１）委託業務名：令和 7 年度 旧多久市立病院残置物品廃棄処分業務委託
- （２）処分物品及び数量：旧多久市立病院内すべての什器類および備品等の処分 一式
- （３）業務内容：仕様書のとおり
- （４）履行期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 11 日（水）
※ ただし、什器類及び備品等の搬出期限は令和 8 年 2 月 27 日（金）とする。
- （５）履行場所：旧多久市立病院（佐賀県多久市多久町 1771-4）
- （６）入札対象：上記（２）の物品について入札に付する。
- （７）予定価格：非公表

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- （１）多久市に入札参加登録を申請し、「令和 7・8 年度 多久市入札参加登録者名簿」に登録されている者で、多久市内に本店を有すること。
- （２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により必要な産業廃棄物の収集・運搬の許可を受けており、佐賀県産業廃棄物処理業者名簿の許可区分のうち、廃プラ、紙くず、繊維くず、金属くず又はガラス屑等のいずれかを有していること。ただし、本業務の対象物品に対する産業廃棄物の収集・運搬の種類の許可を有していない場合は、当該許可を受けている業者を別途指定すること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により必要な処分業の許可を受けていること。ただし、産業廃棄物の処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている業者を指定すること。
- (4) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限日及び当該開札の日において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中の者でないこと。
- (8) 暴力団等（多久市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等をいう）に該当する者でないこと。

3 現地説明会及び質疑

入札へ参加しようとする者は、現地説明会に必ず参加し査定すること。現地説明会に参加しないものは本入札に参加することができない。

なお、現地確認及び残置物品の査定に要する費用は全額入札参加者の負担とする。

- (1) 説明会日時：令和 7 年 12 月 11 日(木)から令和 7 年 12 月 17 日(水)まで
土曜及び日曜を除く、9 時 00 分から 16 時 30 分

- (2) 申し込み：

当説明会へ参加しようとする者は、希望日前日（当該日が多久市の休日に関する条例（平成元年条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合にあっては、その直前の開庁日）の 17 時まで下記へ電話連絡し、日時調整を行うこと。

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7-1

多久市役所 財政課 財産活用係

Tel：0952-75-8020 FAX：0952-75-6113

Email：kanzai@city.taku.lg.jp

- (3) 質疑受付期限：令和 7 年 12 月 19 日(金) 17 時 00 分まで

(4) 質疑提出場所及び方法 :

(2) 申し込みと同じ宛先に、FAX 又は Email にて行うこと。

(5) 質疑回答 :

令和 7 年 12 月 22 日(月) 17 時 00 分までに、多久市ホームページに掲載する。

4 入札参加資格確認申請書及び資格確認申請書類

入札へ参加しようとする者は、下記の入札参加資格確認申請書及び資格確認申請書類
(以下「申請書等」という。)を提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)

(2) 産業廃棄物収集・運搬業の許可書の写し (許可業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物収集・運搬業者指定証明書 (様式第 2 号)」及び指定業者に係る当該許可書の写し)

(3) 産業廃棄物処分業の許可書の写し (許可業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物処分業者指定証明書 (様式第 3 号)」及び指定業者に係る当該許可書の写し)

※契約後本業務を行うにあたり、受託者が指定する業者を追加する必要がある場合は、
(2) 及び (3) を都度提出すること。

5 申請書等の提出場所等

(1) 申請書等の提出場所 :

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7-1

多久市役所 財政課 契約検査係

Tel : 0952-75-2132 FAX : 0952-75-6113

Email : kanzaikeiyaku@city.taku.lg.jp

(2) 仕様書及び申請書等の交付 :

本業務の仕様書等は、多久市ホームページで閲覧及びダウンロードができる。

(3) 申請書等の提出期限 : 令和 7 年 12 月 24 日 (水) 17 時 00 分

(4) 申請書等の提出方法 : FAX、Email 又は郵送 (提出期限必着)

(5) 資格確認 :

入札参加資格の確認結果については、令和 7 年 12 月 25 日(木)までに通知する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 : 令和8年1月8日(木) 10時00分
- (2) 入札場所 : 多久市役所4階 大会議室東
- (3) 入札書の記載方法 :

落札決定に当たっては、入札書(様式第4号)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の消費税抜きに相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) その他 : 入札にあたっては、入札書及び見積内訳書を持参すること。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 : 入札保証金の納付は免除する。
- (3) 契約保証金 : 契約保証金の納付は免除する。
- (4) 入札の無効 : 多久市物品等入札心得による。
- (5) 契約書作成の要否 : 要作成
- (6) 落札者の決定方法 :

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他詳細、入札及び契約の取り扱いに関しては、規則その他の法令に定めるもののほか、多久市物品等入札心得に定めるところによるものとする。

8 問い合わせ先

- (1) 入札・契約に関すること :
多久市役所 財政課 契約検査係 Tel: 0952-75-2132
- (2) 業務内容に関すること :
多久市役所 財政課 財産活用係 Tel: 0952-75-8020